一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

試験実施日 令和5年8月18日

| 事業者名 | | |
|------|--|--|
| | | |
| 受験者名 | | |

【注意事項】

- 1. 試験時間は、45分間です。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
- 3. 問題用紙は、表紙を含めて 5 枚です。
- 4. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
- 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。 なお、試験は不合格となります。

| - | 事務処理欄 | |
|---|-------|-----|
| | | /30 |

中部運輸局

| 問 1 | 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を(|) | 内に |
|-----|--|---------|---------|
| | 記入して下さい。 | | |
| 1 | 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の貸し切って旅客を運送する事業である。 | 自動 (| 車を) |
| 2 | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。 | | |
| 3 | 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示なければ、これを実施してはならない。 | した(| 後で) |
| 4 | 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検 のための施設を設けなければならない。 | 及び (| 清掃) |
| 5 | 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割り戻はならない。 | しを(| して) |
| 6 | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ間の経過によって、その効力を失う。 | 、そ (| の期) |
| 7 | 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定の安全にかかわる情報を公表しなければならない。 | | |
| 8 | 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重ばならない。 | しな (| けれ) |
| 9 | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場みやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所なければならない。 | | |
| 10 | 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅がなければ事故報告は不要である。 | 客に (| 被害) |
| 11 | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を運転者等として | 選任 | して |

はならない。

| 12 | 事業者は、60才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適齢診断を受けさせなければならない。 () |
|----|---|
| 13 | 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障している場合はこの限りではない。 () |
| 14 | 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 () |
| 15 | 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。 () |
| 問 | 2 次の設問の()に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい |
| | 語句を記載して下さい。 |
| 16 | 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」には、事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、()情報等の収集・活用の手順を定めた文書を作成し、適切に管理する、とある。 |
| 17 | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、勤務終了後、継続()時間以上の休息を与えなければならない。 |
| 18 | 一般旅客自動車運送事業者は、()の確保が最も重要であることを自 覚し、絶えず()性の向上に努めなければならない。 (※カッコ内は、同じ語句が入ります。) |
| 19 | 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から()日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。 |
| 20 | 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は十三時間を超えない ものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は()時間 |

とする。

| 問 | 3 以下の各設問の()内に、正しい語句を [] 枠内から選択し、記号 |
|----|--|
| | を記入して下さい。 |
| 21 | 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の()を旅客に見やすいように表示しなければならない。 [A:自動車登録番号 B:運賃及び料金 C:運行の経路] |
| 22 | 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時 ()しておかなければならない。 [A. 確保 B. 選任 C. 募集] |
| 23 | 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の()を受けなければならない。 [A. 免許 B. 許可 C. 認可] |
| 24 | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、 国土交通省令で定めるところにより、()、その旨を国土交通大臣に届け出な ければならない。 [A:遅滞なく B:あらかじめ C:事業年度の終了時に] |
| 25 | 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を () 結果を生ずる競争をしてはならない。 [A. 助長する B. 阻害する C. 確保する] |
| 26 | 一般旅客自動車運送事業は、運送の申し込みを受けた順序により、旅客を運送しなければならない。ただし、()を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。 $ [A: 高齢者 B: 障害者 C: 急病人] $ |
| 27 | 旅客自動車運送事業者は過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の()及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。 [A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間] |
| 28 | 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して ()、弁明しなければならない。 [A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく] |

- 29 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後 () 以内に管轄する地方運輸局 長(国土交通大臣)に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。 [A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]
- 30 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地 () その営業区域外に存する旅客 の運送 (路線を定めて行うものを除く) をしてはならない。 [A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題 (回答)

試験実施日 令和5年8月18日

 (\bigcirc)

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を()内に 記入して下さい。

1 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。 (○)

「法第3条]

- 2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の 計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料金の額を 記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。 (×) [運輸規則第10条]
- 3 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。 (○) 「運輸規則第4条]

4 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃

「運輸規則第47条】

のための施設を設けなければならない。

- 5 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割り戻しをして はならない。「法第10条] (○)
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 [法第8条] (○)
- 7 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。 (○) [法第29条の3]
- 8 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。 [法第23条の5] (○)
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示し

なければならない。 (○)

[運輸規則第16条]

10 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が火災を起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。 (×)

「法第29条]「事故報告規則第2条1項]

11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を運転者等として選任して はならない。 (○)

[運輸規則第36条]

12 事業者は、60才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた 適齢診断を受けさせなければならない。 (×)

[運輸規則第38条]

- 13 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器 を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障している場合はこの限りではない。 [運輸規則第24条] (×)
- 14 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 (○) [法第38条]
- 15 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。 (○)

[輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン]

- 問 2 次の設問の() に、法及び規則並びに告示等の文に照らしあわせて、正しい 語句を記載して下さい。
- 16 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」には、事業者は、輸送の安全を確保するため、事故、(ヒヤリ・ハット)情報等の収集・活用の手順を定めた文書を作成し、適切に管理する、とある。

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」

17 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、勤務終了後、継続(8)時間以上の休息を与えなければならない。

[改善基準告示 5条第1項3号]

18 一般旅客自動車運送事業者は、(輸送の安全)の確保が最も重要であることを自 覚し、絶えず(輸送の安全)性の向上に努めなければならない。 (※カッコ内は、同じ語句が入ります。)

[法第22条]

19 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から(15)日以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

[運輸規則第68条]

20 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の一日の拘束時間は十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は(16)時間とする。

[改善基準告示5条第1項2号]

問3 以下の各設問の()内に、正しい語句を[]枠内から選択し、記号を記入して下さい。

21 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の(A)を旅客に見やすいように表示しなければならない。

[A:自動車登録番号 B:運賃及び料金 C:運行の経路]

[運輸規則第42条]

22 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時 (B)しておかなければならない。

[A. 確保 B. 選任 C. 募集]

「運輸規則第35条】

23 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の(B)を 受けなければならない。

「A. 免許 B. 許可 C. 認可]

「法第35条]

24 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国 土交通省令で定めるところにより、(A)、その旨を国土交通大臣に届け出なけれ ばならない。

[A:遅滞なくB:あらかじめC:事業年度の終了時に][法22条の2]

25 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(B))結果を生ずる競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する] [法第30条]

26 一般旅客自動車運送事業は、運送の申し込みを受けた順序により、旅客を運送しなければならない。ただし、(C)を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

[A:高齢者 B:障害者 C:急病人] 「法第14条〕

27 旅客自動車運送事業者は過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の(B))及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間] 「運輸規則第21条第1項]

- 28 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して (C)、弁明しなければならない。 [A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく] [運輸規則第3条]
- 29 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(C)以内に管轄する地方運輸局 長(国土交通大臣)に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

[報告規則第2条]

30 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A) その営業区域外に存する旅客 の運送(路線を定めて行うものを除く)をしてはならない。

[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく] [法第20条]